

## ○新地町社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新地町社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、新地町補助金等交付規則（昭和50年新地町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 原油価格の高騰における、福祉施設及び事業所（以下「事業所」という）の安定的なサービスの提供を支援するため、補助金を予算の範囲内において交付することにより、事業所の経済的負担の軽減を図り、安定的なサービスの提供を確保することを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業所は、別表1に定める新地町内に所在する事業所とし、かつ、対象サービス種別において、令和4年4月1日時点で指定等を受けている事業所とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業運営に要する建物・設備にかかる灯油・重油等の燃料費、及び光熱費であって、補助額は別表2に定める算定方法により町長が定める額とする。この場合において、算定した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新地町社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に必要な書類を添えて、別に定める日までに町長に提出するものとする。

2 第1項の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

### (補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請及び実績報告を受けたときは、申請及び実績報告に係る書類等を審査し、適当であると認める場合は、新地町社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、規則第14条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

### (補助金の交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

### (補助金の交付)

第8条 補助金は、第6条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、新地町社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければ

ならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し新地町社会福祉施設原油価格高騰対策事業補助金返還命令書（第4号様式）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業所	対象サービス種別
介護入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム、介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護適用施設
介護通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所
障害福祉サービス等 及び障害児支援系	生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援

別表2（第3条関係）

補助内容	補助率	補助対象経費	算定方法
事業に使用する建物・設備等に係る燃料費及び光熱費の前年度からの増加額の一部を補助する。	1 / 2 以内	事業に使用する建物・設備等に係る光熱費で、令和3年分（令和3年4月から同年12月分まで）の合計額と令和4年分（令和4年4月から同年12月分まで）の合計額を比較して、令和3年分より令和4年分の額が大きい場合に限り、令和3年分と令和4年分の差額を補助対象経費とする。	補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。